

(仮称) もみじ台地域まちづくり指針検討委員会 設置要綱

(設置目的)

第1条 本委員会は、「(仮称) もみじ台地域まちづくり指針」(以下「まちづくり指針」という。)の策定に向けて、もみじ台地域のまちづくりについて、有識者等との意見交換を目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 まちづくり指針の策定に向けて、まちづくりの基本方針、公共施設のあり方等について、意見交換を行う。

(組 織)

第3条

- 1 委員は都市計画・地域コミュニティ・福祉・経済に係る有識者、民間事業者及び地域住民等から市長が委嘱するものとする。
- 2 委員会に委員長1名を置き、委員の互選により、これを定める。
- 3 委員長は委員会を総括する。
- 4 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員会は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。
- 6 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 7 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(任 期)

第4条 委員を委嘱した日から令和6年3月31日までとする。

(委員会)

第5条

- 1 委員会は原則として公開とする。
- 2 委員会の内容については、議事録を作成の上、公開する。
- 3 委員会は、任期内に4回程度開催する。

(事務局)

第6条

委員会の事務局は札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課が行う。

(謝礼)

第7条

- 1 委員会に出席した委員の謝礼については、別途市長が定める。
- 2 委員本人から謝礼を辞退する旨の申し出がある場合は、支給しないものとする。

(その他)

第8条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年2月28日から施行する。